

平成21年第5回臨時会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成21年11月24日 開会

平成21年11月24日 閉会

飯 島 町 議 会

平成21年 第5回飯島町議会臨時会議事日程

平成21年11月24日 午前10時30分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3号議案 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第 7 第 4号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 第 5号議案 平成21年度飯島町一般会計補正予算（第4号）

日程第 9 第 6号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第 7号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 第 8号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 第 9号議案 平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13 第10号議案 平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 第11号議案 平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

1 町長あいさつ

1 閉会宣告

○出席議員（12名）

| | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 中村明美 |
| 3番 坂本紀子 | 4番 浜田 稔 |
| 5番 堀内克美 | 6番 倉田晋司 |
| 7番 三浦寿美子 | 8番 北沢正文 |
| 9番 竹沢秀幸 | 10番 宮下 寿 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

| 出席を求めた者 | 委任者 |
|-----------|---|
| 飯島町長 高坂宗昭 | 副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘 |
| 飯島町教育委員会 | 教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄 |

○本会議に職務のため出席した者

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 折山 誠 |
| 議会事務局書記 | 千村 弥紀 |

本会議開会

開 議 平成21年11月24日 午前10時30分
議 長 おはようございます。
定足数に達していますので、ただ今から、平成21年第5回飯島町議会臨時会を開会します。議員各位には、慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長 おはようございます。臨時議会の招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成21年11月16日付飯島町告示第97号をもって、平成21年第5回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆さまのご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。
さて当町でもいよいよ紅葉の季節に終わりを告げ、二つのアルプスの山々も少しずつ雪化粧が見られるようになりまして、寒さも日一日と厳しさを増す季節を迎えてまいりました。今年の農作物も台風の影響こそほとんどなかったものの、7月から8月にかけての低温、長雨などの影響を受けて、お米を中心に収穫量、品質ともに平年を若干下回る見込みでありまして、農家の皆様にとっても商工業の経営状況と同様に大変厳しい一年となる見込みでございます。このことから飯島町の産業全体が非常に厳しい状態が続いており、大変憂慮をいたしておるところでございます。
また新型インフルエンザの大流行の時期を迎え、当町におきましても度重なる対策本部会議を開きながら、情報収集をもとに対応を行っておるところでございます。先日飯島中学校及び飯島小学校におきましてそれぞれ1クラスずつの学級閉鎖がありましたので、これに伴い1週間の地域の諸行事等について自粛を要請をしたところでございます。今のところ町全体といたしましては小康状態を保っておるところでございますが、引き続き予防と感染の拡大を防ぐための精いっぱい努力をしまいたいとお応じておるところでございます。
さて、本臨時会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件4件、予算案件7件の計11件であります。いずれも重要案件でありますのでなにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。ご報告を申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、11番 平沢 晃 議員、1番 久保島 巖 議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本臨時会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。堀内議会運営委員長。

議会運営委員長 会期につきまして報告を申し上げます。本日午前9時10分から議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の会期につきまして審議をいたしました。その結果、提出案件の内容からいたしまして、本日1日限りで決定をいたしましたのでご報告を申し上げます。以上です。

議 長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日限りとすることに決定しました。委員長自席へお戻りください。

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。まず最初に平成21年9月定例会において議決されました「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」「所得税法第56条の廃止を求める意見書」「国道153号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線早期全線開通の実現を求め、高速道路料金無料化に反対する意見書」につきましては、平成21年9月24日に関係行政機関へ送付いたしましたのでご報告をいたします。
次に本臨時会に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。
以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 第3号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第7 第4号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
以上日程第4から日程第7の条例案件4件を一括議題とします。
本4議案について提案理由の説明を求めます。

町 長 それではただ今一括上程をされました条例4件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。まず第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。平成21年度の人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに対しまして、飯島町の職員の給与について国家公務員に準じた条例改正を行うものでございます。今回の改正につきましては民間給与実態調査により、民間と国家公務員との給与比較で、-0.2%、期末勤勉手当で-0.35カ月の差が生じているため、給料表については若年層である1～3級の1部を除いて平均0.2%引き下げをするとともに、期末勤勉手当については現行の年4.5月を0.35月引き下げて年4.15月とするものでございます。なお平成18年度の給与構造改革による給料表引き下げに伴う経過措置額の算定の基礎となる額につきましても、経過措置対象職員を対象に0.24%引き下げを行うものであります。また持ち家世帯主に支給をされております住居手当の月額3,000円を廃止するものであります。さらに労働基準法が改正をされ国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を現行の100分の125に25%を加算して10

0分の150に引き上げ、時間外勤務手当での支給又は時間外勤務代休時間として指定することとするものでございます。なお改正後の条例につきましては本年12月から適用するものでありますが、本年6月に暫定措置として減額支給した手当てにつきましては今回の改正で既に減額したのものとして取り扱いをすることとなります。

次に第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成21年度の人事院勧告に基づき国家公務員に関する給与法の一部改正が行われたことに伴いまして、飯島町の特別職等につきましても一般職と同様に、6月および12月に支給する期末手当ての一部を減額する条例改正を行うものであります。改正内容につきましては6月に支給する期末手当てを現行100分の160を100分の145とし、100分の15を減額し、また12月に支給をする期末手当てを現行の100分の170を100分の160として100分の10を減額し、年間を通じて100分の25を減額するものでございます。なお改正後の条例につきましては本年12月から適用するものでありますが、本年6月に暫定措置として減額支給した手当てにつきましては今回の改正で既に減額したのものとして取り扱っていくこととなります。

次に第3号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。同じく今年度の人事院勧告に基づきまして飯島町の企業職員につきましても国家公務員に準じた条例改正を行うものであります。企業職員の給料及び諸手当てにつきましては一般職の給与条例を準用しておりますが、特にこの条例において定めのある住居手当てにつきまして一般職の給与条例に合わせるために条例の一部改正をするものであります。改正内容につきましては持ち家世帯主に支給をされております住居手当てを廃止をするものでございます。

最後に第4号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、同じく今年度の人事院勧告並びに労働基準法の改正に基づきまして国家公務員に関する給与法の一部が行われた（改正された）ことに伴いまして、飯島町職員の時間外勤務等の取り扱いにつきまして国家公務員に準じて条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては月60時間を超える時間外勤務手当ての支給に変えて、時間外勤務の代休時間として指定をすることができるようにするものでございます。

以上4議案の詳細につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

(補足説明)

これから質疑を行います。質疑は本4議案を一括して行います。質疑はありませんか。先程の説明ではですね、今回の処置の中には不利益不遡及の原則はそのとおりであるけれども、運用上ですね事実上それと同じことが行われているというふうには私には理解してきたのですけれども、職員組合との関係ではこの辺りは了解得られているのでしょうか。ご説明いただきたいと思っております。

今回の給与改定につきましては職員組合の方と話し合いを重ねてきております。従ってこの内容についても組合の方に説明し、その点については了解を得ているということでございますのでお願いいたします。

他にありませんか。

今回の様々な支給削減の総額は本年度に関してはいったい金額、総額としていくらにな

総務課長

議長

りますでしょうか。お答え願いたいと思います。

後ほどちょっと補正の方で説明しようと思っていたんですけども、給料につきましては全会計を含めて3,540,000円位になる見込みでありまして、期末手当てが約12,400,000、勤勉手当てが3,600,000円くらいで、その他の手当てがちょっと当初予算と500,000くらい上げなければいけない部分がありますので、全部相殺しまして当初予算との比、全会計で約19,000,000の見込みでございます。

他に。

(なしの声)

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案ごとに討論採決を行います。

最初に第1号議案飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案飯島町一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案飯島町特別職の職員等の給与に関する条例及び飯島町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に第3号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第3号議案企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に第4号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

総務課長

議長

浜田議員

副町長

議長

浜田議員

(なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第4号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。従って第4号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 第5号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
 町長 それでは第5号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ49,028,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4,902,837,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、ただいま議決をいただきました国家公務員に対する人事院勧告に準じて、特別職及び一般職の給与等の減額改定を行ったことに基づくもの、及び職員の人事異動に伴う科目間の人件費の調整、並びに市町村職員共済組合の負担金率の改定に伴う負担金の補正を行うものがあります。さらに今回新型インフルエンザ対策としてワクチン接種に対する補助、高齢者世帯などへの冬季間の暖房用燃料費の負担軽減を図るための灯油福祉券の発行、福祉タクシー券の追加発行、また県からの補助を受けて保育園子育て支援センターへの空気清浄器を設置するとともに、商工業振興補助など住民福祉や企業振興に関わる補正を精いっぱい行うことといたしました。さらに経済危機対策臨時交付金事業、公共投資臨時交付金事業、緊急雇用創出事業等に関わる事業費や財源調整、並びに安全安心のまちづくりのため、国の補助を受けて災害時の瞬時警報システムの改修事業を行い、経済対策という面も含めてこれまでの諸課題に対応する事業を行うことといたしました。その他細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

総務課長 (補足説明)
 住民福祉課長 (補足説明)
 産業振興課長 (補足説明)
 建設水道課長 (補足説明)
 教育次長 (補足説明)
 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
 浜田議員 5ページの地方債の補正についてなんですけれども、追加の起債がですね林道整備事業で8,800,000円、その一方変更のところ、2の変更のところですね、地方特定道路整備事業これはちょうど8,800,000円の減額というふうに見えますので、この2つは相殺するように見えます。そうしますと中学校施設の整備事業が5,800,000円追加というふうに見えるんですけれども、これはあの中学校施設整備事業として、先ほどの説明の中でどれに該当する起債になったのかということについてお知らせいただきたいと思います。
 教育次長 今の関係でございますが、7月の時に補正でお願いしました中学校の太陽光発電導入でございます。これがあの当初経済危機対策臨時交付金で23,000,000円盛ってございました。これを今回の財源組み換えで国庫補助金11,500,000円、それから公共投資臨時交付金に残額の500,000円の充当で5,700,000円、それから今言われました補正予算債

議長 5,800,000円、合計23,000,000円で財源組み替えを行うということをお願いいたします。他にありませんか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありますか
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第5号議案平成21年度飯島町一般会計補正予算(第4号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。従って第5号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 第6号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 日程第10 第7号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 日程第11 第8号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
 日程第12 第9号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第13 第10号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
 日程第14 第11号議案平成21年度飯島町水道事業会計補正予算(第3号)
 以上日程第9から日程第14、予算案件6議案を一括議題とします。本6議案について提案理由の説明を求めます。
 町長 それではただ今一括上程をされました第6号議案から第11号議案までの各特別会計の補正予算につきまして、一括して提案説明申し上げます。まず平成21年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算(第3号)についてであります。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から38,000円を減額し、それぞれ954,086,000円とするものでございます。今回の補正につきましてはただ今の一般会計補正同様に、先ほど議決をいただきました国家公務員に対する人事院勧告に準じて関係する一般職員の給与の減額改定を行うこと、及び市町村職員共済組合の負担金率の改定に伴う負担補正を行うものでございます。以下各特別会計の給与改定の内容につきましては各会計とも同様でございますので、この部分は省略して予算規模等を中心に申し上げてまいりたいと思います。
 次に飯島町後期高齢者医療特別会計の補正予算(第2号)についてであります。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から24,000円を減額し、歳入歳出それぞれ105,157,000円とするものでございます。
 続いて飯島町介護保険特別会計の補正予算(第3号)についてであります。予算規模につきましては歳入歳出の予算の総額から60,000円を減額し、歳入歳出それぞれ844,437,000円とするものでございます。
 次に飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)についてでございます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から212,000円を減額し、歳入歳出それぞれ594,188,000円とするものでございます。

次に飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算（第1号）についてであります。予算規模につきましては歳入歳出それぞれ 228,100,000 円は変更ございませんが、必要な補正財源は予備費と調整をする内容でございます。

最後に飯島町水道事業会計の補正予算（第3号）についてでございますが、今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でございます。まず収益的収支では平成21年度の国家公務員に対する人事院勧告に準じて一般職の職員の給与減額改定と同様の改定を行うこと、また市町村職員共済組合の負担率につきましても同様の補正を行うものでございまして、合わせて 110,000 円を増額して支出予定額を 208,680,000 円とするものでございます。また資本的収支では収入につきましては、先程の一般会計補正予算で説明いたしました上通り地籍の消火栓新設工事における繰入金及び遠距離給水管の補助金の繰入金を増額するものでございます。支出につきましてはこれに関わる工事費等を増額をするものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は 182,044,000 円に、資本的支出の予定額は 277,855,000 円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 95,811,000 円に改めて補正をするものでございます。

以上特別会計補正予算6議案について説明を申し上げました。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議 長 これから質疑を行います。質疑は本6議案一括して行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案ごとに討論、採決を行います。最初に第6号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第6号議案平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第7号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第7号議案平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第8号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第8号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第8号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第9号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第9号議案平成21年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第9号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第10号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第10号議案平成21年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 次に第11号議案平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第11号議案平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って第11号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。
町長から本臨時会の閉会の挨拶をいただきます。

町 長 それでは平成21年第5回の議会臨時会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件をそれぞれいずれも原案のとおり議決をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。本日議決をいただきました人事院勧告に基づく条例改正及び給与改定につきましては、職員にとりましては大変厳しい内容になっていることも事実でござ

ざいます。現在のふるさとづくり計画では正規職員の数を平成16年度の135名から、平成27年度までに100名体制にする目標をもって現在改革を進めておりまして、現在今年度119名というふうになっておるところでございます。その一方で地方自治体の事務事業や住民ニーズは毎年増加する一方でかつ複雑化してきております。それに伴って対応する事務量も増加の一途であり、適時適切な事務対応が求められております。職員も大変厳しい状況の中で町の発展のためにそれぞれの持ち場で精いっぱい頑張っていることをぜひご理解をいただきたいと思っております。今後とも町長以下職員一丸となって飯島町の発展のために誠心誠意精いっぱい努力をしてまいり所存でございます。また本日議決をいただきました各種事務事業の補正予算につきましては、できる限り早く早期に執行をして、その効果を上げてまいりたいというふうに考えております。一層のご協力をお願い申し上げます。

さて間もなく師走となり大変お忙しい時期となりますが、12月議会定例会の開催の月でもございます。議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げます。第5回議会臨時会の閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

議 長

以上で平成21年第5回飯島町議会臨時会を閉会します。

午後 0時 8分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山 誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員